

ごみ処理手数料（ごみ袋、持込み）の改定案について**1. 結論**

コークス等の燃料や資材の高騰など急激な物価上昇への対応と、ごみ処理手数料の負担割合に対する応分の負担を求めるため、令和 7 年 4 月に実施予定のごみ処理手数料の見直しにおいて、家庭用及び事業系ごみ持込み料金を下表のとおり改定する。

改定案は、廃棄物減量等推進審議会へ諮問し、原案どおり答申を受けた。

種別	現状	改定案（税込）
指定ごみ袋（大・中・小）	1 セット 520 円	改定なし
家庭用ごみ持込み	20kg ごとに 100 円 （税抜き 95 円）	20kg ごとに 160 円、60%増 （税抜き 145 円、52.6%増）
事業系ごみ持込み	20kg ごとに 210 円 （税抜き 190 円）	20kg ごとに 320 円、52.4%増 （税抜き 290 円、52.6%増）

2. 本市が基準としているごみ処理手数料（ごみ袋、持込み）の負担割合

（1）平成 17 年 7 月の廃棄物減量等推進審議会でごみ処理費用に対する負担割合は家庭ごみ 1/3 程度、事業ごみ 2/3 程度との答申が示された。

（2）平成 17 年 7 月の答申におけるごみ処理手数料改定理由

- ① ごみ減量の動機付け：ごみを出すと負担が増える（ごみ減量努力に報いる）
- ② 負担の公平性の確保：出した人が出した量に応じて負担する受益者負担部分の拡大
- ③ 市財政の負担軽減：扶助費の増加など確実に増加する行政需要にも対応

（3）本見直しにおいても同様の負担割合で比較

種 別	現状の負担割合（R1～R4 年度平均値）	答申の負担割合
指定ごみ袋分	31.7%	33% (1/3)
家庭用ごみ持込み分	19.7%	33% (1/3)
事業系ごみ持込み分	41.4%	66% (2/3)

3. 改定案の内容**（1）ごみ袋は改定しない****① 本来、徴取すべきごみ袋販売手数料**

経費 737,263,344 円（令和 1-4 年の平均）×33%（答申の負担割合）＝
243,296,904 円

233,468,828 円（令和 1-4 年の平均徴取額）÷243,296,904 円＝約 96%… **4%値上げが必要。520 円×1.04＝540 円**

② 改定しない理由

ア 指定ごみ袋での収集量は減少している。※参考 1 を参照

イ 市民はごみ減量の努力をしているが、ごみの収集費用、施設管理費、燃料であるコークスの高騰など物価上昇の影響もあり、経費が増加傾向。

ウ ごみ袋の値上げは市民生活に影響が大きく、経費の増加分をそのまま価格に転嫁するのは「ごみ減量努力に報いる」という趣旨から適当ではないと判断。

(2) 持込みの料金を改定する

- ① 経費 412,633,337 円（令和 1-4 年の平均）÷処理量 16,660,000 kg（令和 1-4 年の平均）＝24.77 円← 1 kgあたりの処理経費
- ② 家庭用持込み：24.77 円×33%（答申の負担割合）＝8.17 円
8.17 円×20 kg＝163.4 円→160 円（10 円未満切捨て）
- ③ 事業系持込み：24.77 円×66%（答申の負担割合）＝16.35 円
16.35 円×20 kg＝327 円→320 円（10 円未満切捨て）
- ④ 改定する理由
 - ア 家庭用の持ち込み量は増加している。家庭ごみは通常収集することから、持ち込みについては値上げの影響が小さく、応分の負担を求める。※参考 1 を参照
 - イ 事業系の持ち込みは、平成 27 年度以降増加傾向。ごみ減量の視点からも応分の負担を求める。※参考 1 を参照
 - ウ 前回（令和 2 年度）の見直しの際に、持ち込みについては見直しを検討したがコロナ禍によって見送った経緯がある。※参考 2（2）を参照

4. 審議会の答申に付された留意事項

- (1) 物価上昇の影響があり値上げをせざるを得ない状況。
- (2) 家庭ごみ（ごみ袋）の現状の負担割合は 31.7%と 3 分の 1 程度であること、値上げは市民生活に影響が大きく、ごみ減量に努めている市民の「ごみ減量努力に報いる」趣旨から適当でないと判断。
- (3) 家庭ごみの持ち込みについては現状の負担割合が 19.7%であり、量が増加していることと通常収集することを踏まえて、応分の負担を求めることが必要。
- (4) 事業系のごみ持ち込みも現状の負担割合が 41.4%であり、平成 27 年度以降増加傾向が続いていることを踏まえ、ごみ減量の視点からも応分の負担を求めることが必要。
- (5) 改定案について、ホームページや広報紙などで広く市民へ周知するだけでなく、持ち込みを行う収集運搬許可業者を対象に説明会を実施し理解の浸透を図ること。

5. 改定によるごみ処理手数料（持込み分）の増額見込額 (トン、千円)

	搬入量	単価(円)	手数料見込額	R4 年度決算額	増額見込額
家庭用	2,378	160	19,024	11,679	7,345
事業系	13,647	320	218,352	140,747	77,605
合計	16,025		237,376	152,426	84,950

※家庭用、事業系の収入額は搬入量で案分

6. 今後のスケジュール

- (1) 令和 6 年 4 月 全員協議会後、パブリック・コメント募集
- (2) 令和 6 年 5 月 広報掲載
- (3) 令和 6 年 6 月 収集運搬許可業者説明会
- (4) 令和 6 年 9 月議会 提案
- (5) 令和 7 年 4 月 1 日 施行

【参考 1】ごみ排出量の状況

(1) ごみ排出量の状況

- ① 家庭ごみの内、収集分は市民の減量努力により平成 17 年度と比較し減少しているが、持込み分は増加している。
- ② 事業ごみは平成 26 年度までは減少しているが、平成 27 年度以降は微増傾向である。

(2) H28 年度（前々回見直し時点）からの排出量の増減

種 別	H28 年度	R4 年度	増減率	(参考) H17 年度比
指定ごみ袋収集量	18,581t	17,360t	△6.57%	△23.85%
(1 人 1 日あたりごみ量)	(451g)	(444g)	(△1.55%)	(△16.85%)
家庭ごみ持込み量	1,854t	2,378t	+28.26%	+172.08%
事業ごみ持込み量	13,130t	13,647t	+ 3.94%	△21.17%

【参考 2】

(1) ごみ処理手数料改定の経緯

改定時期	ごみ袋 1 セット	家庭ごみ持込み	事業ごみ持込み
平成 17 年 7 月	500 円	100 円 / 20kg	200 円 / 20kg
平成 29 年 4 月（消費税 8%）	510 円	100 円 / 20kg	210 円 / 20kg
令和元年 10 月（消費税 10%）	520 円	100 円 / 20kg	210 円 / 20kg

(2) 前回（令和 2 年度）改定時の試算

次のとおり改定について検討したが、コロナ禍により見送った

① 指定ごみ袋料金 【現状維持】

負担割合を算出したところ 32.7%となり、1/3（33%）程度であることから現状維持が適当と判断。

② ごみ持込み料金 【改定】

家庭分、事業分ともに負担割合が家庭ごみ 1/3、事業ごみ 2/3 を下回っている（家庭ごみ 20.5%、事業ごみ 43.1%）ことから料金改定が適当と判断。

種別	現状	改定案（税込）
家庭ごみ	20kg ごとに 100 円	20kg ごとに 150 円
事業ごみ	20kg ごとに 210 円	20kg ごとに 300 円